

千建荷協 7 第 2 0 号

令和 7 年 1 0 月 1 日

(一社) 千葉県トラック協会
会 長 殿

(公社) 建設荷役車両安全技術協会
千 葉 県 支 部
支部長 杉 本 達 夫



建設荷役車両特定自主検査強調月間の実施について (お願い)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、労働安全衛生法により、建設荷役車両（フォークリフト・車両系建設機械・高所作業車等）を使用している事業者は、1 年以内ごとに 1 回（但し不整地運搬車は 2 年以内ごとに 1 回）特定自主検査（年次検査）を行うことが義務づけられております。

この特定自主検査の一層の普及定着を図るため、当協会では、厚生労働省・経済産業省の後援及び関係団体の協賛のもと、毎年 1 1 月を「特定自主検査強調月間」とし、今年も「災害の 危険の芽を摘む 特自検」をスローガンに、別添実施要綱のとおり普及促進運動を展開いたします。

ご承知のように、建設荷役車両による災害は毎年多発しており、ひとたび労働災害が発生すると重篤なものとなっております。

当支部におきましても、特定自主検査を通じて建設荷役車両を扱う人の安全を確保し、労働災害を未然に防止し、常に機械を良好な状態で使用できるよう、千葉労働局及び各労働基準監督署のご指導と関係機関、関係団体のご協力を頂き、特定自主検査の実施促進をはかっております。

つきましては、何卒本運動の趣旨にご賛同いただき、「特定自主検査の済んだ機械の使用の徹底」について、貴協会の各会員事業者にご周知いただきますようご多忙のところ恐縮に存じますが、宜しくお願い申し上げます。

敬 具

